



インセンティブ施策の検討状況について

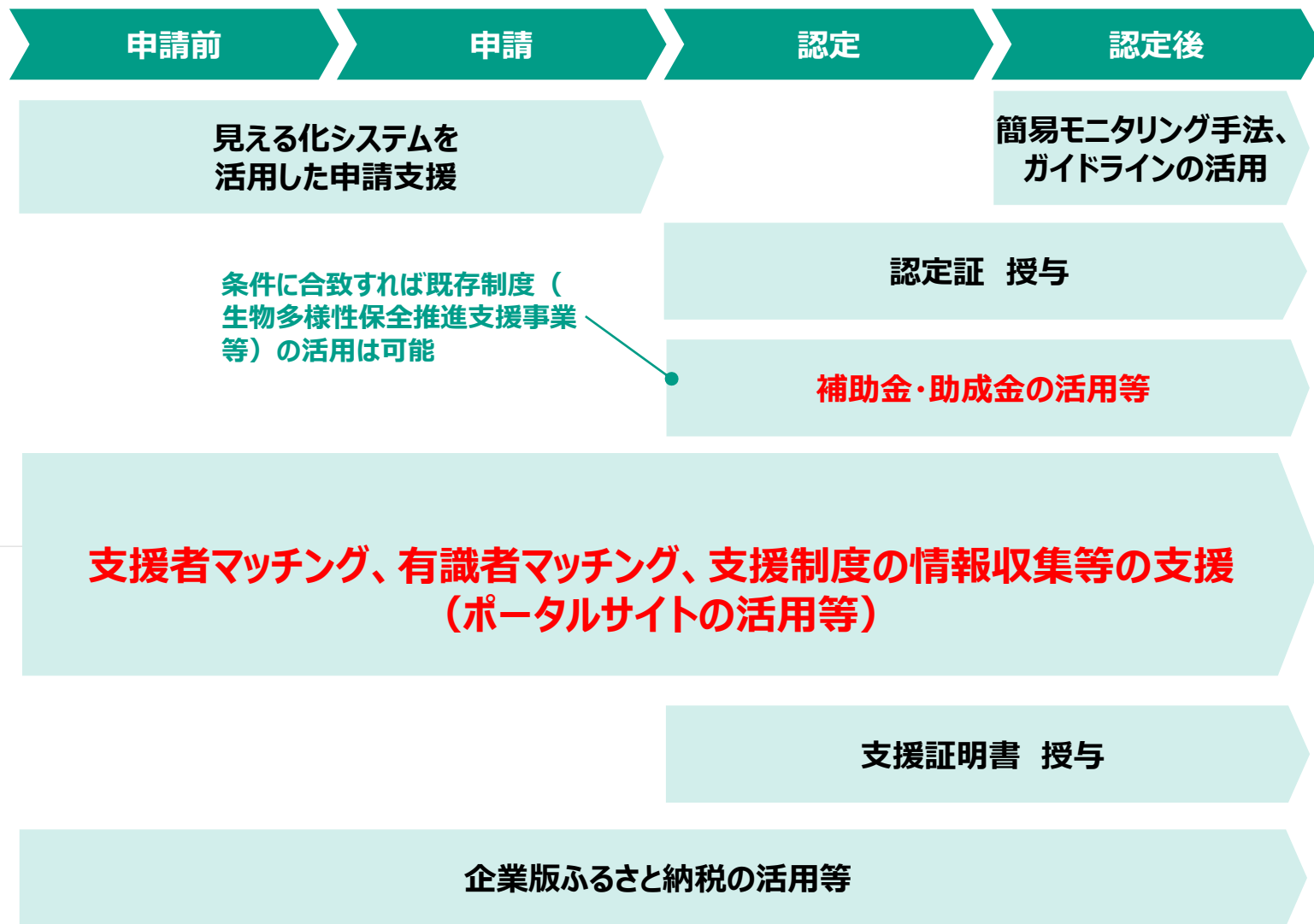


1. インセンティブ施策の全体像

1. インセンティブ施策の全体像

1. 自然共生サイトの取組フェーズにおける施策

- 保全活動実施主体（申請者・管理者）及び支援者が自然共生サイトの取組において、各フェーズで活用・受けることができるインセンティブの一覧（案）を以下に整理した。



1. インセンティブ施策の全体像

2. 支援マッチングの状況報告

- 9/13（金）にマッチングページを公開して以来、多くの方に活用いただけている状況。
- また、別途開催したマッチングイベントにも多くの方にご参加いただき、マッチングに関する一定のニーズが確認できた。
- 実際の支援マッチング状況については、引き続きアンケート等を通じてフォローアップしていく。

8/2（金）
昨年度のマッチングに係る
アンケート実施

昨年度の
マッチング成立
25組

アンケート回答者
14組

支援実施済み：**6組**
引き続き検討中：**6組**
支援は実施しない：**2組**

9/13（金）
マッチングページ公開

アジェンダ

- ・ マッチングの事例紹介
- ・ 自然共生サイトの取組紹介
- ・ 個別相談会
- ・ フリーディスカッション

自然共生サイト等の参加者
29者

支援希望者としての参加者
16者

10/1（火）
マッチングイベントに係る
報道発表

11/5（火）
マッチングイベントの実施

1月末時点
マッチング参加状況

支援を募集している自然共生サイト等一覧



亀山里山公園
【場所】 京都府亀山市
【申請者】 亀山市
[詳細はこちら \[PDF:660KB\]](#)

支援を求める者（自然共生サ
イト等）の情報掲載
28件

支援を希望する者（企業
等）の情報掲載
7件

2. 有識者マッチング制度

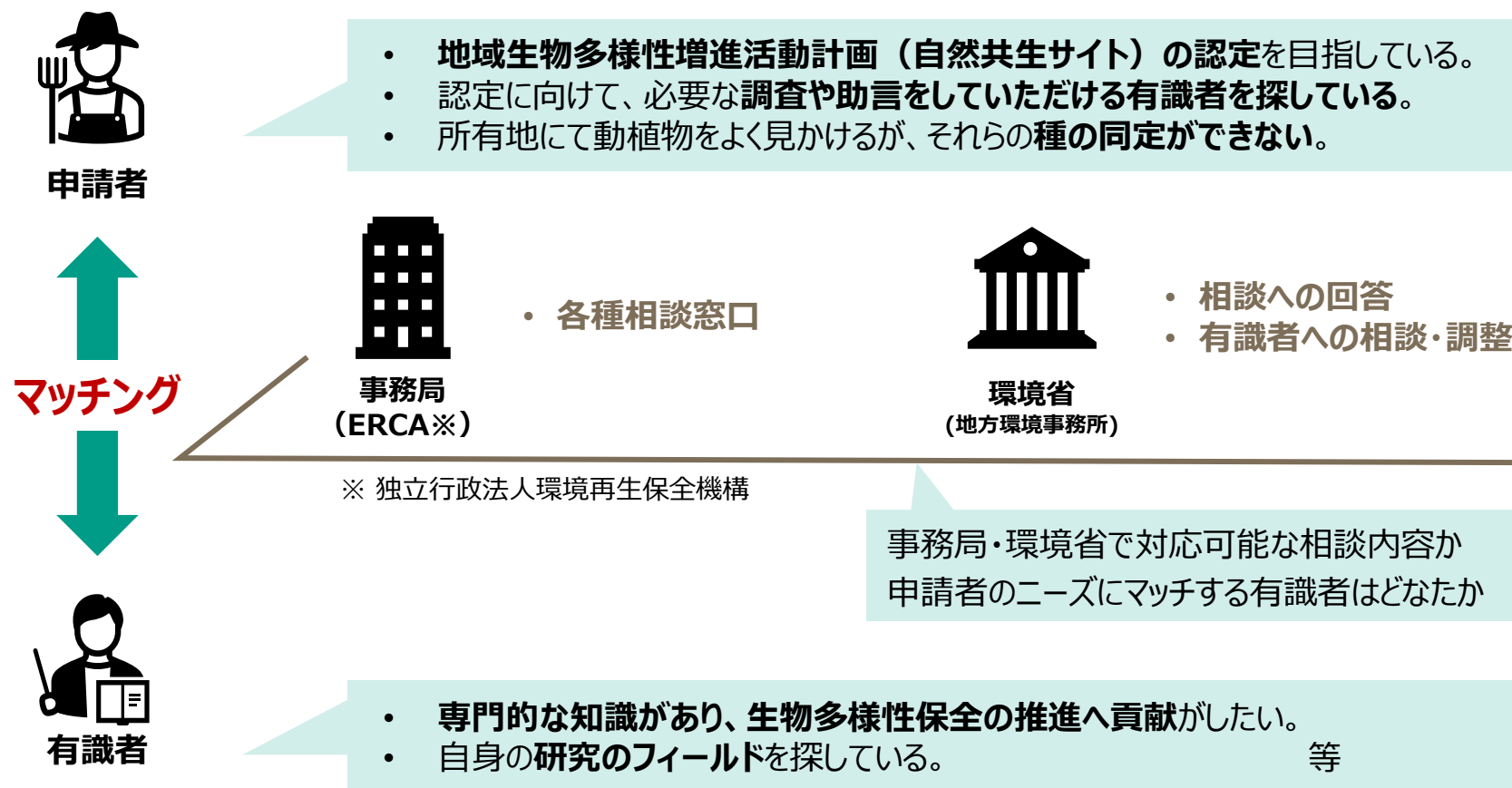
2. 有識者マッチング制度

1. 制度概要



- 有識者マッチング制度とは、地域生物多様性増進活動計画（自然共生サイト）の認定を目指す申請者と、申請の過程で必要と想定される専門的な知識を持つ有識者を、マッチングする制度である。
- 申請者からの相談内容に応じて、事務局及び環境省が適切な知見を持った有識者にマッチングする。

有識者マッチング制度の概要



2. 有識者マッチング制度

2. 今年度の実施概要



- 有識者リストは、都道府県等から情報提供に協力をいただき作成した。作成したリストは今月中に公開予定。
- 有識者のマッチング及び派遣については、今年度合計 8 箇所を実施。試行後にはヒアリングを行い、相談者の事前準備リストの整理や派遣する有識者向けガイドラインを作成し、本格運用に向けた制度検討を行った。

今年度試行を行ったサイト

①【東北】水田・果樹園 ②【東北】スキー場・草原 ③【関東】ガーデン ④【中部】緑地
⑤【九州】水田・里山 ⑥【九州】社寺林・ため池 ⑦【九州】藻場 ⑧【九州】海岸

有識者マッチングに係るスケジュール

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
有識者リスト作成	有識者リスト作成			掲載候補の有識者一覧を作成		作成した一覧を都道府県等に照会・とりまとめ		有識者候補向け説明会▲		リスト掲載に係る調整・公開準備		
現地調査の実施等	調査サイトの選定・事前調整（相談者書面ヒアリング等）			現地調査に協力いただく有識者の選定		事前打合せ		現地調査・事後ヒアリング		ガイドライン作成・仕組み検討		

2. 有識者マッチング制度

3. 有識者リストの概要



- 環境省にて、有識者マッチング制度に参加可能な有識者を50名（2025年2月末時点）選出し、リスト化している。
- 有識者は地方環境事務所ブロックごとに整理され、有識者の活動範囲内での調査依頼等が可能である。
- 申請者の活用状況やニーズ等に応じて、適宜更新することを想定している。

地方環境事務所単位の派遣可能有識者数（2025年2月末時点）

地方環境事務所	派遣可能有識者（延べ人数）
北海道地方環境事務所	7
東北地方環境事務所	17
関東地方環境事務所	14
中部地方環境事務所	16
信越自然環境事務所	11
近畿地方環境事務所	12
中国四国地方環境事務所	16
九州地方環境事務所	11
沖縄奄美自然環境事務所	4
合計	108

※のべ人数で記載のため重複アリ
（1名の有識者が東北も関東も派遣可能と回答した場合両方でカウント） 7

2. 有識者マッチング制度

4. 有識者リストの公開イメージ



- 有識者リストには、「都道府県名」「所属」「役職」「分野（キーワード）」「専門分野」「生態系タイプ」「申請者へのコメント」について記載し、環境省HPにて公表を予定している。
- 申請者には、有識者リストを適宜御参照いただき、協力いただく有識者を、事務局や環境省と調整の上、選定する想定である。

有識者リストのイメージ

都道府県	氏名	所属	役職	派遣可能エリア									
				北海道エリア（北海道）	東北エリア（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	関東エリア（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）	中部エリア（石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県）	信越エリア（長野県、富山県）	近畿エリア（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	中国四国エリア（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	九州エリア（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）		沖縄エリア（沖縄県）
青森県	個別の名前・所属を記載				○								海
青森県					○								野
岩手県					○								橋
宮城県					○	○	○			○			生
宮城県					○								橋
宮城県					○								農
山形県					○								森
山形県													

2. 有識者マッチング制度

5. 30by30ポータルで公開



- 作成したガイドライン・有識者リストについては、今月中に30by30ポータルサイトに新たに設立する有識者マッチングページで公開することを予定している。
- それらの公開と同時に制度利用に係る相談も受け付けることとし、本格的な有識者マッチング制度の運用が開始する。

公開ページのイメージ



30by30とは

自然共生サイト

30by30アライアンス

参加団体

ロゴマーク



申請者



マッチング



有識者

- ・ 地域生物多様性増進活動計画（自然共生サイト）の認定を目指している。
- ・ 認定に向けて、必要な調査や助言をしていただける有識者を探している。



事務局
(ERCA※)

- ・ 各種相談窓口



環境省
(地方環境事務所)

- ・ 質問への回答

- ・ 専門的な知識があり、生物多様性の推進へ貢献がしたい。
- ・ 自身の研究のフィールドを探している。

等

※ 独立行政法人環境再生保全機構

有識者マッチングリストはこちら【Excel:XXKB】 —>

ガイドラインはこちら【Excel:XXKB】 —>

事前チェックシート様式はこちら【Word:XXKB】 —>



TOP

3. その他の施策

3. その他の施策

1. 生物多様性保全推進支援事業（交付金）について 1 / 2



- ネイチャーポジティブ活動を促進するため、**生物多様性保全推進支援事業（交付金）**により、「**活動実施者**」や「**中間支援**」に対する**支援（活動経費の補助）**を実施。
- 令和5年度より、地方公共団体が負担する額に企業版ふるさと納税を活用することが可能となった。更に、令和6年度より、自然共生サイトの保全再生を目的とする活動等への支援を可能とした。
- 令和7年度は、**地域生物多様性増進法の施行に合わせた新規メニューに改正**を予定。

令和6年度交付対象事業

対象事業	交付対象となる事業内容	交付対象事業者
重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、自然共生サイト内における生息環境の保全再生	地域生物多様性協議会 (地方公共団体等とその他の主体で構成)
広域連携生態系保全のための活動計画策定等支援	生物多様性地域連携促進法又は自然再生推進法に基づく法定計画の作成、当該計画に基づく事業で地域の生物多様性の保全再生・生態系ネットワークの構築に係る広域の取組	地域生物多様性協議会 (地方公共団体等とその他の主体で構成)
地域民間連携促進活動	生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する取組	地域連携保全活動支援センターの設置者又は管理者、同センターの設置を予定している地方公共団体
国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者
国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組	地方公共団体、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者
里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	里山未来拠点協議会 (地方公共団体等とその他の主体で構成)

3. その他の施策

1. 生物多様性保全推進支援事業（交付金）について 2 / 2



【参考】令和7年度交付対象事業イメージ（黄色：新設、赤字：変更）

対象事業	交付対象となる事業内容	交付対象事業者	交付率・交付額	事業期間
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組	① 地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ② 支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体	事業費の1/2以内	原則2年以内(最長3年)
(2) 生物多様性増進活動実施強化	増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域又は自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の活動主体及びこれに類する者	定額 1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は上限250万円	原則2年以内
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、 自然再生事業実施計画区域 内における生息環境の保全再生 (令和6年度までに採択された継続事業のうち、 自然共生サイト 内における事業を含む)	地域生物多様性協議会(地方公共団体等とその他の主体で構成)	事業費の1/2以内	原則2年以内(最長3年)
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者	定額 1種あたり200万円まで	原則3年以内
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等	定額 1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り上限250万円	原則3年以内
(6) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、 生物多様性増進活動計画区域 等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	里山未来拠点協議会(地方公共団体等とその他の主体で構成)	事業費の1/2以内 ※ 令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内	原則2年以内(最長3年)

令和7年度事業
スケジュール(予定)

令和7年4月上旬 公募情報公表・受付開始
5月上旬 応募申請締切
6月上旬 採択事業決定・通知

※ 令和7年度より間接交付となります。執行団体は4月頃に決定します。
※ 交付要綱、公募要領、採択実績等は下記のウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/index.html

3. その他の施策

2. 生物多様性保全推進支援事業 採択事業例（～R6年度）



（1）生物多様性増進活動基盤整備（支援センター設置等）

※ 令和6年度まではメニュー「地域民間連携保全活動」として支援

対象者：志布志市、京都府・きょうと生物多様性センター 等

事業内容：生物情報の収集・蓄積、保全団体・企業等の情報収集、地域連携の在り方検討、ネットワーキング 等

（3）重要生物多様性保護地域等保全再生

対象地域：尾瀬国立公園、日南海岸国定公園、国指定出水・高尾野鳥獣保護区、肥前鹿島干潟（ラムサール湿地）等

事業内容：自然環境調査、保全に係る計画作成、移入種やサンゴ食害生物の防除、保全体制の構築、普及啓発 等

（4）国内希少野生動植物種生息域外保全

対象種：ライチョウ、フチトリゲンゴロウ、ツシマウラボシシジミ、カラフトグワイ、キリシマイワヘゴ 等

事業内容：個体の飼養・繁殖、飼養等技術の改良、繁殖個体の野生復帰、繁殖用株の採取、他施設との協力体制構築 等

（5）国内希少野生動植物種生息域内保全

対象種：タンチョウ、コウノトリ、ミヤコカナヘビ、フサヒゲルリカミキリ、ヤツガタケキンポウゲ 等

事業内容：生息・生育状況調査、保全計画作成、生息・生育環境の改善や創出、密猟等の監視、担い手育成 等

（6）里山未来拠点形成支援

対象地域：円山川下流域・周辺水田（ラムサール湿地）、京都丹波高原国定公園、前日光県立自然公園 等

事業内容：林産物活用（商品開発等）、地産品ブランドの確立（里海再生、体験メニュー創設等）、ツーリズム開発 等

※詳細は現在の状況を確認いただきますようお願いいたします。

3. その他の施策

3. 自治体の補助金取りまとめページ



- 昨年度、生物多様性自治体ネットワークに加盟する地方公共団体にご協力いただき取りまとめた、各地方公共団体で管理する補助金・免税制度に関する情報についても30by30ポータルで公開した。

公開ページのイメージ

[30by30とは](#)[自然共生サイト](#)[30by30アライアンス](#)[参加団体](#)[ロゴマークダウンロード](#)

補助金・税制の活用に関わる調査

各地方公共団体で管理する既存の補助金・地方税の免税制度のうち、緑地や自然環境の保全に資するような制度について、生物多様性自治体ネットワークに加盟する地方公共団体を対象にアンケート調査を実施し、情報を取りまとめました。

※記載の制度に関する最新の情報については、各地方公共団体のホームページ等でご確認ください。

緑地や自然環境保全に資する地方公共団体の補助金・免税制度一覧
(令和6年3月現在)はこちら【Excel:87KB】



TOP

[著作権・リンクについて](#)[プライバシーポリシー](#)[ご意見・お問い合わせ](#)

3. その他の施策

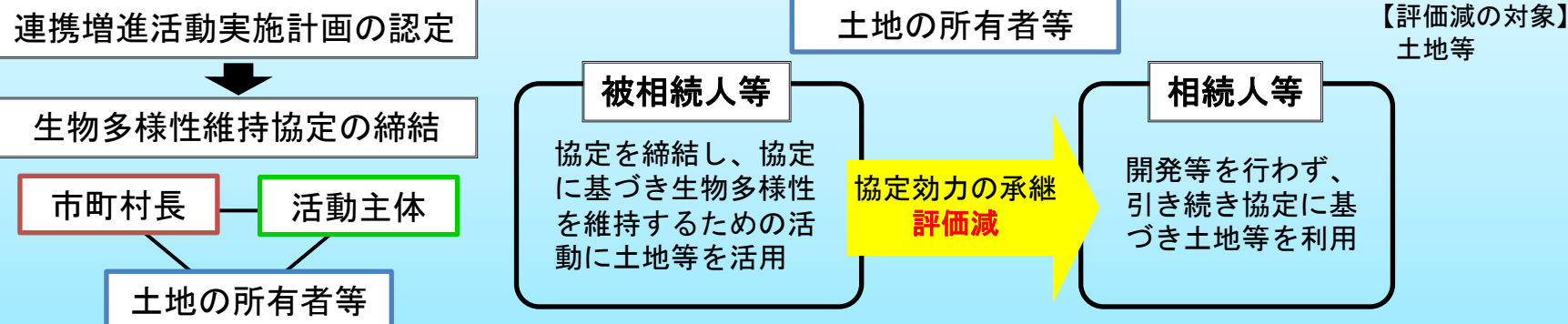
4. 税制改正（相続税・贈与税の評価減）



- 地域生物多様性増進法では、認定を受けた連携増進活動実施計画に基づき、市町村、活動実施者、土地の所有者等の3者で締結する「生物多様性維持協定」制度を設けた。協定の効力は、当該土地等の相続人等にも承継されるため、長期安定的な活動が可能となる。（法第26条）
- 一方で、協定を締結するとその土地等の利用について制約を受け、相続人等にもその制約が承継されるため、**当該区域に係る相続税・贈与税の評価額を20%減額する措置を講ずることとした。**
- 当該措置について、令和7年4月施行に向けて準備を進めているところ。

税制措置

生物多様性維持協定が締結されている土地等については、相続税・贈与税に係る評価額の20%を控除する。



期待される効果

活動区域の土地の所有者等の相続人等の負担が軽減されることにより、相続時等における生物多様性の損失が回避され、我が国における豊かな生物多様性の確保（ネイチャーポジティブ）の実現に寄与する。